

(電子版)



2022年 第29号 2022年9月1日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



22年度の地域別最低賃金 22地方が目安上回る

10月から適用となる2022年度の地域別最低賃金の答申が出そろいました。

最賃額は、まず中央最低賃金審議会で引き上げ目安が出され、それぞれの都道府県の地方最低賃金審議会で決まります。目安は、ランクA・Bが31円、ランクC・Dが30円でした。2022年度最低賃金では、22地方が目安を上回りました。目安との差は、北海道・青森・秋田・茨城・新潟・山梨・兵庫・山口・徳島が1円、山形・愛媛・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島が2円、岩手・鳥取・島根・高知・沖縄が3円でした(右表)。

最低賃金は法律ですから必ず支払われなければならないものです。経営者は休業など必要な対応をして確実に支払う必要があります。

全労連・国民春闘共闘は全国一律1500円的最賃実現をめざしています。

全労連が行った生計費調査でも、最低限の生活をするためには時給1500円以上が必要です。最賃を引き上げるにあたっては中小企業への国の財政支援の拡充も求められます。

2022年度地域別最低賃金

	22年度	引上げ額	21年度	ランク	引上げ 目安	
					目安	との差
北海道	920	31	889	C	30	1
青森	853	31	822	D	30	1
岩手	854	33	821	D	30	3
宮城	883	30	853	C	30	0
秋田	853	31	822	D	30	1
山形	854	32	822	D	30	2
福島	858	30	828	D	30	0
茨城	911	32	879	B	31	1
栃木	913	31	882	B	31	0
群馬	895	30	865	C	30	0
埼玉	987	31	956	A	31	0
千葉	984	31	953	A	31	0
東京都	1072	31	1041	A	31	0
神奈川県	1071	31	1040	A	31	0
新潟	890	31	859	C	30	1
富山	908	31	877	B	31	0
石川	891	30	861	C	30	0
青森	888	30	858	C	30	0
福井	888	30	858	C	30	0
山梨	898	32	866	B	31	1
長野	908	31	877	B	31	0
岐阜	910	30	880	C	30	0
静岡	944	31	913	B	31	0
愛知	986	31	955	A	31	0
三重	933	31	902	B	31	0
滋賀	927	31	896	B	31	0
京都	968	31	937	B	31	0
大阪	1023	31	992	A	31	0
兵庫	960	32	928	B	31	1
奈良	896	30	866	C	30	0
和歌山	889	30	859	C	30	0
鳥取	854	33	821	D	30	3
島根	857	33	824	D	30	3
岡山	892	30	862	C	30	0
広島	930	31	899	B	31	0
山口	888	31	857	C	30	1
徳島	855	31	824	C	30	1
香川	878	30	848	C	30	0
愛媛	853	32	821	D	30	2
高知	853	33	820	D	30	3
福岡	900	30	870	C	30	0
佐賀	853	32	821	D	30	2
長崎	853	32	821	D	30	2
熊本	853	32	821	D	30	2
大分	854	32	822	D	30	2
宮崎	853	32	821	D	30	2
鹿児島	853	32	821	D	30	2
沖縄	853	33	820	D	30	3
全国加重平均	961	31	930			